

## 令和8年度南海トラフ地震県外広域応援訓練実施等業務委託仕様書

### 第1 業務の目的

南海トラフ地震発生時の県外広域応援について、熊本県応援本部における対応に加え、九州地方知事会会長代行県としての災害対応オペレーションの訓練を関係機関との連携のもと実施し、本県の広域応援調整力向上等を図る。

### 第2 業務の名称

令和8年度南海トラフ地震県外広域応援訓練実施等業務

### 第3 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）2月26日（金）まで

### 第4 訓練概要

- 1 主 催：熊本県
- 2 日 時：令和8年（2026年）11月上旬
- 3 会 場：熊本県防災センター
- 4 参加予定：熊本県関係部局、国、九州地方知事会（九州・山口各県）、他関係機関
- 5 公開の有無：訓練全般について報道等に公開する。

### 第5 業務内容

#### 1 訓練前の業務

##### （1）業務計画書の作成

受託者は、契約確定後、速やかに県と打合せを行い、本委託業務の目的、趣旨及び県の意向を十分に把握した上で、全体業務スケジュールや業務実施体制等を記載した業務計画書（様式任意）を作成し、契約締結後10日以内に県に提出する。

##### （2）訓練準備会議への参加

議事録を作成し、準備会議終了後10日以内に提出する。

##### （3）訓練参加者アンケート（案）の作成

##### （4）訓練資料等の作成

訓練に係る資料やデータ等を作成する。

なお、作成する資料等の内容や提出期限については、その都度県と受託者で協議の上、決定する。

#### 2 訓練当日の業務

##### （1）訓練全体を映像及び写真により記録する。

##### （2）講評や振り返りの内容について、議事録を作成し、訓練終了後10日以内に提出する。

(3) 訓練参加者に対してアンケートを実施する。

### 3 訓練後の業務

(1) 訓練参加者アンケート結果の集計・分析

(2) 訓練検証会への参加

ア アンケートの集計結果、評価を行う有識者及び国機関の評価者の評価結果について報告を行う。

イ 議事録を作成し、検証会終了後10日以内に提出する。

(3) 九州地方知事会会長代行県行動マニュアル等における課題等の提案

本訓練を通じて、令和8年3月に作成した九州地方知事会会長代行県行動マニュアル及び令和7年3月に作成した熊本県応援本部行動マニュアルについて検証を行い、課題や見直しが必要と思われる事項等を提案すること。

なお、両マニュアルは、契約締結後に県から受託者へ提供することとする。

(4) 記録の編集、動画作成

訓練時に撮影した映像及び写真の編集及び訓練の様子をまとめたダイジェスト動画(5分程度)を行う。

### 4 その他

上記1～3に係る打合せ協議については、県が承諾すれば、オンライン会議システム等により実施することも可能とする。

## 第6 成果品

1 本業務の成果品は次のとおりとする。

提出に当たっては、紙媒体(A4ファイル製本)及び電子媒体で提出すること。なお、訓練映像については電子媒体のみで可とする。

(1) 業務報告書(議事録及びアンケート集計結果を含む) 1部

(2) 評価結果報告書(国機関の評価者の評価を含む) 1部

(3) 訓練映像、写真の電子データ、訓練ダイジェスト動画 1部

(4) 九州地方知事会会長代行県行動マニュアル及び熊本県  
応援本部行動マニュアルにおける課題等の提案書 1部

2 受託者は、本業務が完了したときは、前項に示す成果品を提出し、県の検査を受けるものとする。

3 受託者は、県が指示し、受託者が同意する場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しができるものとする。

## 第7 成果品の提出先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 防災センター2階

熊本県知事公室危機管理防災局防災推進課

## 第8 成果品に対する責任の範囲

受託者は、成果品に瑕疵が発見された場合は、速やかに県の指示に基づき、成果品を訂正し、改めて提出しなければならない。

なお、これに要する費用は、受託者の負担とする。

## 第9 訓練の中止

本訓練は、災害の発生、天候等により訓練の一部又は全部を中止する場合がある。

なお、訓練の一部又は全部を中止した場合の委託料は、業務の進捗状況等を考慮し、県と受託者で協議の上、決定する。

## 第10 権利の帰属

- 1 本委託において作成され、既に他の所有権等を有するものを除く一切の図書類、電子情報等、並びにそれらの著作権は、県に帰属する。
- 2 受託者は、本委託終了後を含め、業務の成果等を県の承認を受けず、自ら使用することや他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。
- 3 業務に関して第三者の著作権を侵害しないよう、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- 4 成果品は、県が作成するホームページや各種情報提供媒体等において使用できるものとする。

## 第11 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘匿すべき内容を他人に漏らしてはならない。本業務終了後においても同様とする。

## 第12 その他

- 1 受託者は、本委託を実施するに当たり、県と詳細に協議を行い、県の承認を受けて、委託業務を進めるものとする。
- 2 受託者は、本委託の趣旨を踏まえ、災害対策基本法、災害救助法、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画、熊本県地域防災計画、熊本県業務継続及び受援・応援計画等を把握し、業務を進めることとする。
- 3 本委託のため必要となる関係官公庁その他に対する手続きは、受託者が迅速に処理する。また、これに要する費用は、受託者の負担とする。
- 4 県は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求める等の措置を行うことができるものとする。
- 5 契約金額には、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。
- 6 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等不明な事項は、その都度県・受託者協議の上、決定する。

第13 担当所属

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番1号 防災センター 2階  
熊本県知事公室危機管理防災局防災推進課 広域防災拠点推進班  
電話 : 096-333-2837 (直通)